

○経済産業省告示第百十一号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、令和二年六月一日から施行する。

令和二年五月十八日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨	二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨

物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。）を受けるとき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 [略]

第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、廃棄物等、化学兵器禁止法に定める特定物質、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定める規制物質並びに水銀による環境の汚染の防止に関する法律に定める特定水銀使用製品等

- 1 ワシントン条約附属書Iに掲げる種に属する動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（く

物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。）を受けるとき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 [略]

第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、廃棄物等、化学兵器禁止法に定める特定物質、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定める規制物質並びに水銀による環境の汚染の防止に関する法律に定める特定水銀使用製品等

- 1 ワシントン条約附属書Iに掲げる種に属する動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（く

ろみんく鯨)、いわし鯨 (北太平洋の個体群並びに東経0度から東経70度まで及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。以下同じ。)、にたり鯨、つのみま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨を除く。) 又は植物 (人工的に繁殖させた交配種を除く。) 並びにこれらの個体の一部及び派生物 (二の表の第2に基づき二号承認を受けるべきものを除く。)

2～5 [略]

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸

ろみんく鯨)、いわし鯨、にたり鯨、つのみま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨を除く。) 又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物 (二の表の第2に基づき二号承認を受けるべき貨物を除く。)

2～5 [略]

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸

入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1ゝ6 「略」

7 (1) 「略」

(2) 次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原

入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1ゝ6 「略」

7 (1) 「略」

(2) 次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原

産地とする動物、同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物又は同表の三の項の第二欄に掲げる国を原産地及び船積地域とする動物若しくは植物であつて、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの（クロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植物

産地とする動物、同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物又は同表の三の項の第二欄に掲げる国を原産地及び船積地域とする動物若しくは植物であつて、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの（クロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植物

国	種	貨物

の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅲにより特定されるものに限る。）のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの（二の表のハに基づき二号承認を受けべきもの並びに(3)及び(4)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。）を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならぬ。

国	種	貨物

の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅲにより特定されるものに限る。）のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの（二の表のハに基づき二号承認を受けべきもの並びに7の(3)及び(4)に基づき経済産業大臣の確認を受けなければならないものを除く。）を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

「略」

(3) ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる種に属する生きている動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこの鯨及びびっち鯨（８の(2)に掲げる貨物を除く。）に限る。）同条約附属書Ⅱに掲げる種に属する生きている動物（クロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジ

「略」

(3) ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる種に属する生きている動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこの鯨及びびっち鯨（８の(2)に掲げる貨物を除く。）に限る。）同条約附属書Ⅱに掲げる種に属する生きている動物（クロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジ

ンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）及び同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する生きている動物（当該動物を附属書Ⅲに掲げた国を原産地とするものに限る。）であつて、二の表のニに基づき二号承認を受けるべきもの及び(4)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきもの以外のものを輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならぬ。

(4) (8) 「略」

8 次の(1)から(10)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第

ンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）及び同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する生きている動物（当該動物を附属書Ⅲに掲げた国を原産地とするものに限る。）であつて、二の表のニに基づき二号承認を受けるべきもの及び7の(4)に基づき事前確認を受けるべきもの以外のものを輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならぬ。

(4) (8) 「略」

8 次の(1)から(10)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第

六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の第三項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(10)までに定める書類を税関に提出しなければならぬ。

(1)・(2) 「略」

(3) 9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を船積地域とするワシントン条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、に

六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の第三項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(10)までに定める書類を税関に提出しなければならぬ。

(1)・(2) 「略」

(3) 9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を船積地域とするワシントン条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、に

たり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨に限る。）又は植物（人工的に繁殖させた交配種に限る。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（7の(3)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきもの及び(2)に掲げるものを除く。）、同条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（クロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種

たり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨に限る。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（7の(3)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべき貨物及び(2)に規定する貨物を除く。）、同条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（クロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部

を除く。)又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物(植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。)であつて、二の表の第2に基づく二号承認を受けることを要しないもの及び7の(2)から(4)までにに基づく経済産業大臣の確認を受けることを要しないものについては、当該船積地域に係る国若しくは地域の管理当局又はこれに準ずる当局(以下「管理当局等」という。)が同条約に基づき発給する当該貨物に係る輸出許可書又は再輸出証明書の原本

(4) ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に属

及び派生物(植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。)であつて、二の表の第2に基づく二号承認又は7の(2)から(4)までに基づく経済産業大臣の確認を受けることを要しないものについては、当該船積地域に係る国若しくは地域の管理当局又はこれに準ずる当局(以下「管理当局等」という。)が同条約に基づき発給する当該貨物に係る輸出許可書又は再輸出証明書の原本

(4) ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に属

する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物（二の表の罫にに基づき二号承認を受けるべきもの及び7の(2)から(4)までにに基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。）については、次の表の上欄に掲げる当該動物又は植物の原産地及び中欄に掲げる船積地域の区分に応じ下欄に掲げる書類

〔略〕	当該動物又は植物の原産地	船積地域	提出書類

(5)イ 種の保存法第四条第二項に規定する希

少野生動植物（同条第五項に規定する特

する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物（二の表の罫にに基づき二号承認を受けるべき貨物及び7の(2)から(4)までにに基づき経済産業大臣の確認を受けるべき貨物を除く。）については、次の表の上欄に掲げる当該動物又は植物の原産地及び中欄に掲げる船積地域の区分に応じ下欄に掲げる書類

〔略〕	当該動物又は植物の原産地	船積地域	提出書類

(5)イ 種の保存法第四条第二項に規定する希

少野生動植物（同条第五項に規定する特

定第一種国内希少野生動植物種を除く。

（）の個体等（二の表の㊦に基づき二号承認を受けるべきもの、二の二の表の㊦に基づき二の二号承認を受けるべきもの、（3）及びロに掲げるもの及び7の（2）から（4）までに基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。）については、当該個体等の輸出を許可した旨の輸出国の政府機関の発行する証明書（輸出国が当該個体等の輸出を許可に係らしめていない場合にあつては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、又は繁殖させた旨の当該輸出国の政府機関の発行する証

定第一種国内希少野生動植物種を除く。

（）の個体等（二の表の㊦に基づき二号承認を受けるべき貨物、二の二の表の㊦に基づき二の二号承認を受けるべき貨物、（3）及びロに規定する貨物又は7の（2）から（4）までに基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。）については、当該個体等の輸出を許可した旨の輸出国の政府機関の発行する証明書（輸出国が当該個体等の輸出を許可に係らしめていない場合にあつては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、又は繁殖させた旨の当該輸出国の政府機関の発行する

明書)

ロ アメリカ合衆国、ロシア又はオーストラリアから輸入する種の保存法施行令別表第一の表一及び別表第二の表一に掲げる種の個体等（二の二の表の註に基つき二の二号承認を受けるべきもの並びに7の(2)及び(3)に基づき経済産業大臣の承認を受けるべきものを除く。）については、学術研究又は繁殖の目的でその個体を輸出することを許可した旨のその輸出の政府機関の発行する証明書

(6)
(10)
〔略〕

証明書)

ロ アメリカ合衆国、ロシア又はオーストラリアから輸入する種の保存法施行令別表第一の表一及び別表第二の表一に掲げる種の個体等（二の二の表の註に基つき二の二号承認を受けるべき貨物並びに7の(2)及び(3)に基づき経済産業大臣の承認を受けるべき貨物を除く。）については、学術研究又は繁殖の目的でその個体を輸出することを許可した旨のその輸出の政府機関の発行する証明書

(6)
(10)
〔略〕

備考 表中の「」は注記である。